法別表第三に掲げる三号俸又は四号俸の俸給月額を受ける秘書官	四九、二〇〇円
法別表第三に掲げる二号俸の俸給月額を受ける秘書官	二四、一〇〇円
法別表第三に掲げる一号俸の俸給月額を受ける秘書官	一九、五〇〇円

第一条の次に次の一条を加える。

（本府省業務調整手当の支給対象となる業務等）

第二条　法第七条の二の規定により同条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について国の行政機関の内部部局として政令で定めるものは、次に掲げる組織とする。

一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十六条第一項に規定する国家安全保障局

二　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第三条第一項に規定する侍従職等

2　法第七条の二の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について前項各号に掲げる組織の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして政令で定めるものは、法第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員であって、国家安全保障局長、侍従長、東宮大夫及び式部官長以外のものの業務とする。

3　法第七条の二の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について行政職俸給表㈠の十級における最高の号俸の俸給月額に百分の十二を乗じて得た額を超えない範囲内で政令で定める額は、五万千八百円とする。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第九十号）の施行の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律施行令第二条及び第四条の規定並びに次項の規定による改正後の宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）附則第六条第三項及び第四項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（宮内庁組織令の一部改正）

2　宮内庁組織令の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「第五条第一項第三号」の下に「、特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号）第二条第一項第二号」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定により特別職の職員の給与に関する法律施行令第二条第一項第二号の規定が適用される場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「侍従長、東宮大夫」とあるのは、「侍従長、上皇侍従長、皇嗣職大夫」とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

司法試験受験手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十四号

司法試験受験手数料令の一部を改正する政令

内閣は、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

司法試験受験手数料令（平成十七年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二万八千円」を「三万二千円（電子出願（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う出願をいう。以下同じ。）による場合にあっては、三万千円）」に改める。

第二条中「一万七千五百円」を「二万千円（電子出願による場合にあっては、二万円）」に改める。

附　則

この政令は、令和八年一月三十一日から施行する。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百三号」を「第二百四号」に改め、同条に次の一号を加える。

二百四　地域就職氷河期世代等支援推進交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗